

館山市地域包括支援センター運営事業
業務委託応募要領

令和3年4月

館山市健康福祉部高齢者福祉課

公募の概要

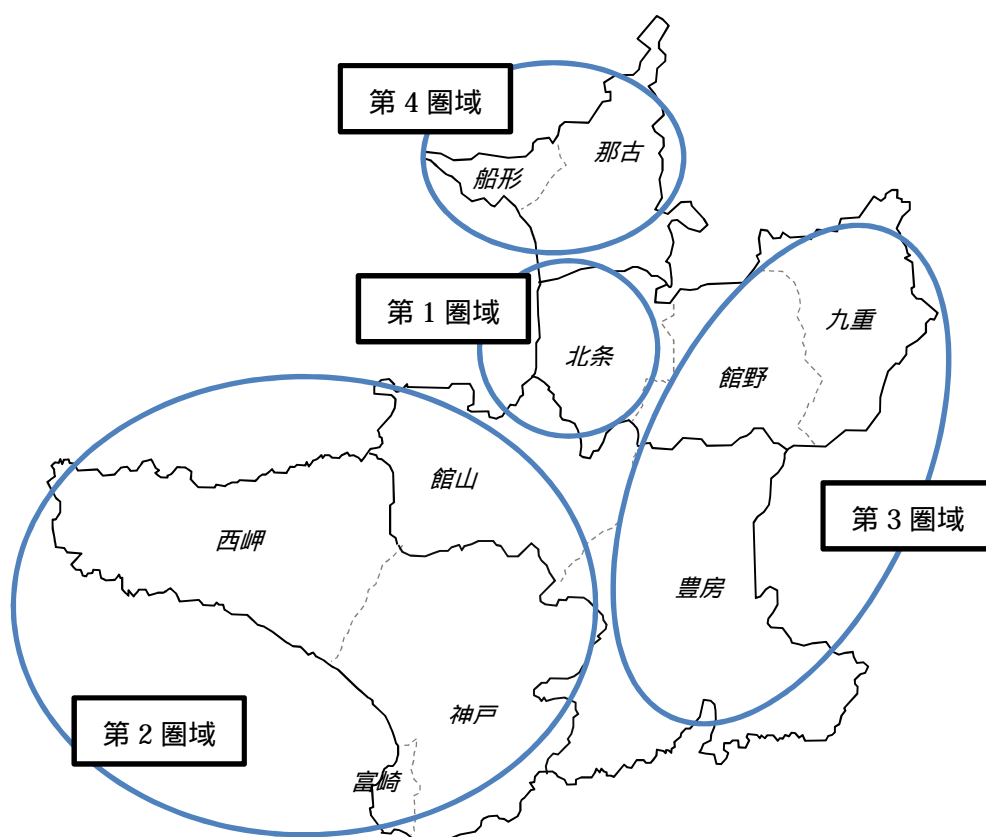
1. 趣旨

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう支援する総合機関であり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担います。平成18年度の介護保険法改正により制度化された、地域包括ケアシステムの中核となる機関です。

館山市では、平成18年度から2箇所、平成28年度から一箇所増設し、3箇所の地域包括支援センターを設置し、専門職による相談支援、包括的・継続的なケアマネジメント、介護予防事業などを実施してきました。高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの相談件数など年々増えていること、介護保険法改正による新たに充実させていく事業が増えていくこと、また、住民にとって身近に設置されることにより、相談しやすく、よりきめ細かなサービスの提供が出来るよう、令和4年度から1箇所増設し、4箇所を実施します。

令和4年4月から、地域包括支援センターの設置及び運営の受託をする法人を圏域ごとに募集します。

2. 募集圏域・設置数・人員



圏域	設置数	職員人数 (専門職)	担当地域	高齢者人口 (R2.4.1)
第1圏域	1	3人	北条	4,364人
第2圏域	1	5人	館山・西岬・神戸・富崎	7,449人
第3圏域	1	3人	豊房・館野・九重	3,032人
第4圏域	1	3人	那古・船形	3,312人

3. 業務内容

介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターとしての機能及びこれに関連する法令等に定められた業務を実施する。

(1) 地域支援事業の包括的支援事業

- ア 総合相談支援業務
- イ 権利擁護業務
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実
 - (ア) 地域ケア会議の実施
 - (イ) 在宅医療・介護連携推進事業
 - (ウ) 生活支援体制整備業務
 - (エ) 認知症総合支援業務
 - a 認知症初期集中支援推進業務
 - b 認知症地域支援・ケア向上業務

(2) 指定介護予防支援事業

(3) 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)

(4) 地域支援事業の任意事業

- ア 配食サービス事業調査事務
- イ 家族介護支援事業(介護家族会のつどい)

(5) その他仕様書で定める業務

4. 委託期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

5 . 職員配置

(1) 圏域により職員配置数が異なり下記の通りとする。

- 第 1 圏域 館山市地域包括支援センター 1 (仮称)
- 第 2 圏域 館山市地域包括支援センター 2 (仮称)
- 第 3 圏域 館山市地域包括支援センター 3 (仮称)
- 第 4 圏域 館山市地域包括支援センター 4 (仮称)

第 1 圏域 , 第 3 圏域 , 第 4 圏域 職員の配置は , 次に掲げる職員を常勤で配置し , 各職種についてはそれぞれ 1 名以上配置すること。また , その中の 1 人は管理者を兼ねることができる。

第 2 圏域 職員の配置は , 次に掲げる職員を常勤で配置し , 各職種についてはそれぞれ 1 名以上配置すること。なお , 可能な限り同一職種が 3 名とならないように配慮すること。また , その中の 1 人は管理者を兼ねることができる。

ア 保健師又はこれに準ずる者

保健師に準ずる者として、地域ケア・地域保健等に経験のある看護師かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。なお、この看護師に准看護師は含まないものとする。

イ 社会福祉士又はこれに準ずる者

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するもの。

ウ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者

主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有していると「地域包括支援センター運営協会」で承認を得た者

(2) (1) の各項目に掲げる職員のほか、必要に応じて事務職員 (非常勤でも可) を 1 名配置することができる。

6 . 設置場所・設備

(1) 担当圏域内で事務所を設置すること。

(2) 地域包括支援センターの設置場所は、利用者の利便性等を勘案したうえで、プライバシーが守られた環境で独立性、公正・中立性を確保すること。

(3) 高齢者に配慮した設備を有し、事務室等を 2 階以上に設置する場合はエレベーターを有する

建物であること。

- (4) 事務所には、事務室及び相談室等を設ける。ただし、相談室は、相談者のプライバシーが確保されるよう別室又は別のスペースとする。
- (5) 個人情報の保護に努め、それを遂行できるセキュリティを確保すること。
- (6) 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、地域包括支援センターが専用で利用する新規メールアドレスを取得すること。
- (7) 事務机及び椅子を職員数分確保し、プリンタ、ファクシミリ、電話機を配置すること。
- (8) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保すること。
- (9) 地域包括支援センターの看板及び案内板等を1つ以上設置すること。
- (10) 地域包括支援センターを開設する建物等の不動産については、本市の都市計画等、並びに建築基準法その他の法令等を遵守したものとすること。

7. 業務日等

- (1) 月曜日から土曜日

ただし国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

- (2) 業務時間については、法人の業務時間に準ずるものとし、相談時間は、月曜日から金曜日については9時から17時、土曜日については9時から12時までとする。

シフト制等により上記対応が出来るよう調整するとともに、業務時間外においても、緊急時の対応など常に連絡が取れるように相談体制を準備しておくこと。

8. 運営財源等

- (1) 包括的支援事業に係る業務委託料

1か年の委託料については、下表の額を上限とし、応募法人が見積書（様式12）において記載した額とする。

圏域	業務委託料上限額
第1圏域	19,160,000円
第2圏域	30,800,000円
第3圏域	19,160,000円
第4圏域	19,160,000円

事務職員を置かない場合は、上記業務委託料上限額から1,700,000円を差し引いた額を業務委託料上限額とする。

本委託事業は国税庁消費税法基本通達第7節社会福祉事業等関係6-7-10により非課税

- (2) 委託料の支払い

会計年度（４月１日～翌年３月３１日）ごとに受託法人からの請求に基づき、概算払い又は実績払いにより支払う。年度終了後、実績に基づき、精算を行うこととする。

支払いの時期、方法等については、別途契約書等で定める。

また、令和４年４月１日から円滑に業務を開始できるよう、令和３年度中に、業務の引き継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこと。

その場合の研修費、交通費等は受託候補者が負担するものとする。

．応募について

１．応募要件

次の要件をすべて満たすものを募集する。

- （１）別添仕様書に定める委託事業の実施体制を整備できること。
- （２）介護保険法第１１５条の２第１項に規定する「指定介護予防支援事業者」の指定を受け、募集区域内において、令和４年４月１日に地域包括支援センターの設置ができること。
- （３）介護保険法第１１５条の２第２項各号に規定する要件のいずれにも該当しない者であること。
- （４）包括的支援事業、指定介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）及びその他の事業について、適切、公正、中立かつ効果的に実施することができること。
- （５）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前６ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- （６）役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- （７）応募法人に、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税の滞納がないこと。
- （８）館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者。

２．応募方法

（１）提出書類

No	書類名	様式番号	備考
1	応募申請書	様式 1	
2	誓約書	様式 2	
3	法人概要	様式 3	

4	法人役員名簿	様式 4	
5	運営に関する事項（基本理念）	様式 5	
6	運営に関する事項（基本方針）	様式 6 - 1	
	運営に関する事項（基本方針）	様式 6 - 2	
	運営に関する事項（基本方針）	様式 6 - 3	
7	運営に関する事項（運営体制）	様式 7 - 1	
	運営に関する事項（運営体制）	様式 7 - 2	
8	運営に関する事項（人員配置）	様式 8 - 1	
	運営に関する事項（人員配置）	様式 8 - 2	3枚
	運営に関する事項（人員配置）	様式 8 - 3	
9	運営に関する事項（開設日程）	様式 9	
10	設置場所位置図	様式 10	
11	事務所内平面図	様式 11	
12	見積書	様式 12	
13	使用印鑑届	様式 13	
14	市税の完納証明書	様式 14	
15	質問書 （提出期限：令和3年4月30日17時まで）	様式 15	質問等なければ提出不要
16	納税証明書 （法人税又は所得税、消費税及び地方消費税【税務署：納税証明書その3の3】）		
17	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書 （申請日以前、3ヶ月以内に発行されたもの。申請日現在の状況が反映されているもの）		
18	印鑑証明書		
19	法人の定款、寄付行為等		
20	法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表）《直近3年分》		

提出書類に必要な様式類については、館山市ホームページよりダウンロードすること。

館山市役所ホームページ「ホーム>しごと・産業情報>入札・契約>入札・契約について / 公募型プロポーザルの予定・結果」

<http://www.city.tateyama.chiba.jp>

（2）提出部数及び注意事項

ア 正本1部、副本10部の合計11部提出すること。（副本については、写しでも可）

イ 提出書類は、A4判縦型左綴じを原則とし、全体をファイル等で綴ること。

ウ 原本・副本ともに、全体の目次及びページをつけ、様式番号ごとにインデックスを付すること。

- エ 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。また、選定された法人については、選定後、応募書類を使用する場合がある。
- オ 他の応募事業者の計画内容に関するの問い合わせは、直接又は間接の如何を問わず、一切応じないものとする。
- カ 応募を辞退する場合には、応募辞退届（任意様式）を提出すること。
- キ 各様式は特に指定がない場合は、令和3年4月1日現在で記入すること。
- ク 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

（3）受付期間

令和3年4月9日（金）9時から令和3年5月19日（水）17時までとする。
（土・日・祝日を除く）

（4）提出先

館山市北条1145-1 館山市役所1階
館山市健康福祉部高齢者福祉課包括ケア係
電話：0470-29-5386

受付期間内に、応募書類一式を直接持参すること。なお、書類の確認を行うため、事前に電話連絡の上、来庁すること。

（5）質問の受付

募集要領及び様式等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式15）をメールにて提出すること。

受付期間

令和3年4月30日（金）17時までとする。

質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、令和3年5月7日（金）までに質問提出者に連絡するとともに、全事業者に周知する必要があるものについては、市ホームページにて公表する。

なお、質問の内容が、審査に支障をきたす場合は回答しないことがある。

メール送信先

E-mail kourei@city.tateyama.chiba.jp

件名は、「館山市地域包括支援センター業務委託質問書（～法人名～）」とし、必ず、電話で送信したことを伝え、担当課に着信したことを確認すること。

．事業者の選定

1．選定方法

（1）審査の流れ

ア 書類での資格審査（第1次審査）

応募した法人から提出された申請書類に基づき、書類審査等を行う。

イ 企画提案審査（第2次審査）

法人の代表者等から施設の運営方針等についてプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、事業に対する考え方・理解度等を総合的に評価する。

ウ 決定

事業候補者を特定して、館山市地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、市が決定する。

（2）企画提案説明会（プレゼンテーション審査）の実施

ア 出席者

法人担当者3名までとする。管理者（または管理者候補）は、可能な限り出席すること。

イ 実施時間

1 応募者50分以内とする。（提案書の説明30分以内、質疑応答20分程度）

ウ 日時等

詳細日時については、受付期間終了後、決定次第通知する。

（3）審査項目

審査項目については、次のとおりとする。

審査の要素	審査項目	採点
1 基本理念	法人の適正	15
	経営の安定性	
	組織・体制	
	応募動機	5
2 運営に関する事項 （基本方針）	基本方針	5
	公正・中立性の確保	
	総合相談支援業務	10
	権利擁護業務	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
	地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実	
	指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント	5
	認知症総合支援業務	
地域課題の捉え方・課題解決の方針	5	
3 運営に関する事項 （運営体制）	相談・苦情処理の対応方針	5
	災害・事故等の対応	5
	緊急時の24時間対応の体制	
	個人情報保護の保護・管理方法	5

4 運営に関する事項 (人員配置)	職員配置予定者	10
	職員の採用方法	
	欠員時の体制確保	5
	職員の研修確保・資質向上	5
5 開設日程、 事務所設置計画	設置場所	5
	建物や施設・設備	
	開設までの準備計画	5
6 見積書	業務対価としての妥当性及び経済性	10

(4) 評価基準

評価基準は「5段階方式」とし、採点基準は以下のとおり

判断基準	乗率	15点満点	10点満点	5点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	×1.0	15点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	12点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	9点	6点	3点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	×0.4	6点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	0点	0点	0点

(5) 総合得点

選定委員全員の平均点を総合得点とする。

総合得点が60点(平均的な内容)に満たない場合は失格とする。

(4) 選定結果発表

結果については、全応募事業者に文書で通知する。選定結果についての電話・文書等による問合せには応じないものとする。

(5) 選定結果の公表

応募状況・選定結果は、館山市ホームページで公表する。

今後のスケジュール

内容	日程
公示日 申請受付開始(ホームページ掲載)	令和3年4月9日
質問受付期限	令和3年4月30日
申請提出期限	令和3年5月19日
資格審査(一次審査)の結果通知	令和3年5月28日

企画提案説明会（二次審査）	令和3年6月9日
地域包括支援センター運営協議会の承認	令和3年6月下旬～7月中旬
決定・審査結果通知	令和3年7月下旬
契約締結	令和3年8月以降

・書類提出先及び問合せ

〒294 8601

千葉県館山市北条1145-1

館山市健康福祉部高齢者福祉課 包括ケア係

TEL：0470-29-5386 FAX：0470-23-3115

E-mail kourei@city.tateyama.chiba.jp